



## 第24号 (平成26年1月6日)



編集責任者 国民年金部  
部長 町田 浩

機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

ご意見に関するアドレスは

E-mail:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp

### <目次>

- ・はじめに
- ・理事長の挨拶
- ・機構からの連絡
- ・広報の広場
- ・地域の独自情報
- ・編集後記

### はじめに

新年あけましておめでとうございます。

市町村情報誌「かけはし」は、日本年金機構から市区町村の国民年金担当者の皆さまに向けた情報誌として、今年も、「タイムリーな情報をより解りやすく」を目標に発刊していきます。

今後も、皆様方からの助言やご意見を賜り、より良い情報誌になるよう努力をしてみたいと思いますので、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

### ご挨拶

日本年金機構理事長 水島 藤一郎

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましてはつつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年度は、当機構におきまして、年金記録問題の集中取組期間及び中期計画の最終年度でございます。特に年金記録問題につきましては、これまで行ってきた「ねんきん特別便」などの各種お知らせ便による確認のお願いのほか、平成25年1月からは「気になる年金記録、再確認キャンペーン」などの取組を精力的に進め、今年度で一定の節目とすべく機構を挙げて取り組んでいるところです。市区町村の皆様には、当該キャンペーンの周知・広報及び住民の方からの記録照会対応などご協力をいただき誠にありがとうございました。

国民年金保険料の納付率につきましては、平成24年度の現年度納付率で7年ぶりに前年度比で上昇に転じ、明るい兆しが見えたところでございます。さらに今年度は、納付率を60%台に回復させるべく気を引き締めて取り組んでまいり所存です。その他にも国民年金事業につきましては、第3号不整合問題への対応と後納制

度を円滑に実施していかなければなりません。当機構としましては、お客様の身近にある行政機関である市区町村の皆様方とより一層の協力連携を深め、国民年金事業を推進していく必要があると思っておりますので、是非ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、当機構は、ICT（情報通信技術）化を更に推進してまいりたいと考えておりますので、「ねんきんネット」や「国民年金適用関係届書の電子媒体化」を導入されていない市区町村におかれましては是非ともご検討をお願い申し上げます。

最後に、私ども日本年金機構役職員のひとり一人が、国民の年金権を守るという強い責任感・使命感を改めて認識し、日々の業務に取り組むこととしております。引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

本年が皆様方にとって実りある一年となりますようご祈念申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます



## 機構からの連絡

### 「2年前納（口座振替）」利用促進の勧奨を行います

（国民年金部）

かけはしV○1. 23でお知らせした「2年前納」が、平成26年4月末の口座振替分から始まることに伴い、利用促進の勧奨を行います。

（対象者）

- ①現年度に未納のない現金納付の方および直近1カ月のみ未納の方
- ②口座振替による1年前納または6カ月前納を利用している方

（発送日）

平成26年1月10日（予定）

（発送物）

- ・送付用封筒
- ・ご案内のリーフレット（様式1）
- ・口座振替勧奨リーフレット（様式2）
- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書（様式3）
- ・返信用封筒

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書の旧様式の取扱いについて

- お客様より、2年前納の印刷のない旧様式が提出された場合でも、これまでどおり受理していただいて差し支えありません。
- 旧様式の振替方法欄の余白に「2年前納希望」と記載されている場合は、2年前納の取扱いを可能とします。







過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

免除申請版

### 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。  
平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

- これまでは、過去分の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。
- 平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

#### 【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

- 災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。
- 平成26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去分の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

#### 【申請方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申請してください。  
必要な添付書類など、詳しくは、上記の申請先までお問い合わせください。

（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

#### ◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。  
なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

## 広報の広場

市区町村広報紙の原稿にご利用ください！

(国民年金) 障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

納付申出版

国民年金保険料の通常納付ができるようになります

【これまで】

障害基礎年金などを受給している方は、国民年金保険料の納付が免除（法定免除といいます）となるため、老齢基礎年金額の増額を希望するときは保険料の後払い（追納制度）をご利用いただいていたました。

【平成26年4月からは】

法定免除の期間であっても、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、以下の便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

- ・保険料の口座振替（手間いらずで便利）
- ・保険料の前納（保険料の割引あり）
- ・付加年金などの加入（お得な上乘せ制度）

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申出書を提出してください。

詳しくは、上記の手続き先までお問い合わせください。

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

簡略版

### 国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。  
平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請ができるようになります。

【申請方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申請してください。  
必要な添付書類など、詳しくは、上記の申請先までお問い合わせください。

◆ご注意ください◆

- 2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。
- 申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

（国民年金）障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

### 国民年金保険料の通常納付ができるようになります

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」が始まります。  
納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

【手続き方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場または年金事務所に申出書を提出してください。  
詳しくは、上記の手続き先までお問い合わせください。

## 地域の独自情報

<年金事務所等での取り組み>

## 編集後記

平成26年がスタートしました。皆様、健やかなお正月をお迎えのことと思います。今年も午年、跳躍の年です。

本年4月からは、2年前納が始まるなどの制度改正が行われますので、お客様の立場に立ってしっかり取り組んでいきたいと思っております。今年も「かけはし」の充実に努めていきますので、皆様方のご意見・ご要望をお待ちしております。よろしくお願ひします。 ※「かけはし」に対するご意見・ご要望については、

E-mail : [kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp](mailto:kikou-shikutyousonikenbosyuu@nenkin.go.jp) までお願ひします。